

日本放送協会報

2020年4月13日 第4489号

目 次

業務情報 (指示事項)

- ・2020年度 内部監査計画 1

業 務 情 報

(指示事項)

2020年度 内部監査計画

2020. 3. 24

担当役員

中期内部監査計画（2018～2020年度）の3年目にあたり、中期計画の着実な実施をめざすとともに、内部監査室によるリスク評価をふまえ、高リスク分野に重点を置き、以下のとおり実施する。

◇各監査の実施計画

I. 定期監査

〈監査対象部局〉

- ・本部については、10程度の部局・センターを監査する。放送センター建替業務を所管する部局についても監査対象とする。
- ・上記のほかに、2020東京オリンピック・パラリンピック実施本部の監査を実施する。
- ・拠点放送局は7局中4局程度、放送局は46局中15局程度を監査する。
- ・海外総支局は、実地監査および書面監査で、31総支局中6総支局程度を監査する。

編集・発行 総務局

《監査の視点》

2019年度の内部監査の結果および不正の防止・発見の視点から、リスクの高い項目に重点を置いて効率的に点検する。特に情報セキュリティーや外部パワーの管理など、各部局で共通して繰り返し要改善となる業務プロセスについて改善を働きかけ、対応が不十分な部局にはより厳しい評価を行うことを検討する。働き方改革、地域改革、大規模災害時の放送継続の備え、受信料の公平負担の徹底に向けた取り組みとリスク管理についても点検する。

《重点事項》

- ① 働き方改革、地域改革への取り組み
適正な勤務管理、長時間労働の抑制、業務の見直し・スクラップ
- ② 繰り返し要改善となる業務プロセスおよび不正リスクへの対応
内部統制に係るルールの周知・運用状況
- ③ 受信料の公平負担の徹底への取り組みとリスク管理
営業改革の取り組み状況、営業活動におけるリスク管理

《基本事項》

- ① 情報セキュリティー
情報漏えい対策、記録媒体の管理
- ② 外部パワーの管理
直接雇用スタッフ、派遣労働者の勤務管理、
業務委託等の契約・管理、検査・検収
- ③ 勤務管理
職員の勤務記録、各種手当の支給
- ④ 番組制作経費の処理
放送料、委嘱審査・下請法への対応
- ⑤ 車両の業務上使用管理
業務用車両、マイカー・レンタカーの使用管理
- ⑥ 大規模災害時の放送継続の備え、安全管理
- ⑦ 適正経理
 - (ア) 立替払
 - (イ) 固定資産・備品
 - (ウ) タクシー券
 - (エ) 打合せ費・会議費
 - (オ) 放送記念品等

II. 不定期監査

- ① 経営の喫緊の課題や高リスク項目を選定して、必要に応じて「テーマ監査」を実施する。
- ② 監査を通じて指摘した事項の改善状況などについて、必要に応じて監査する。

不正の防止・発見効果を高めるため、適正経理等について、随時、予告なしに実施することがある。

III. 特命監査

会長からの特命に基づいて実施する。

IV. 監査委員会指示監査

監査委員会の定めるところに従って実施する。

◇関連団体調査の実施計画

〈実施方針〉

NHKの「グループ経営改革」に貢献することを目的として、関連団体との基本契約に基づき関連団体運営基準第19条に従って実施する。NHKが指導したガバナンス・内部統制の整備と運用状況を重点的に点検する。また、各関連団体の内部監査機能の向上に資するよう、内部監査の実施状況を点検する。

2019年度に試行した書面調査については、各関連団体の内部監査の実施状況を踏まえながら、実地調査に替えて実施することを検討する。

調査の実施にあたっては、各関連団体の内部監査室、監査役・監事とも連携し、効果的・効率的な調査の実施に努める。

〈グループガバナンス向上への支援〉

NHKグループ内部監査連絡会、監査役・監事連絡会などを通じて、引き続き内部監査部門を含めたグループガバナンス向上への支援を行う。

I. 定期調査

〈調査対象関連団体〉

実地調査および書面調査で、子会社、関連公益法人等あわせて10団体程度を調査する。

〈主な調査項目〉

- ① 全社的な内部統制の整備と運用（内部監査の実施状況を含む）
- ② NHKからの受託業務とそれ以外の業務（いわゆる自主事業）の各プロセスに係る内部統制の整備と運用
- ③ これまでに指摘した事項の改善状況

Ⅱ. 不定期調査

- ① NHKグループの喫緊の課題や高リスク項目を選定して、必要に応じて「テーマ調査」を実施する。
- ② 調査を通じて指摘した事項の改善状況などについて、必要に応じて調査する。

Ⅲ. 特命調査

会長からの特命に基づいて実施する。

◇実施スケジュール

- ・本部、地域放送局とも定期監査については、通年実施する。
- ・海外総支局監査、関連団体調査については、適時実施する。
- ・不定期監査、不定期調査は、随時実施する。

◇監査・調査結果の報告

- ・会長宛での「内部監査結果報告書」「調査結果報告書」を作成し、会長、監査委員会、役員会に報告する。また、必要なものは一定期間で取りまとめ、役員会および理事会に報告する。
- ・役員会報告後、「内部監査結果報告書」の写しを当該部局長に送付するとともに、全部局の監査窓口責任者等に概要をWebシステムで送付し情報の共有化を図る。

◇監査・調査結果のフォローアップ

- ・監査および関連団体調査で改善を求めた事項については、改善状況を確認し、適宜、会長、監査委員会、役員会に報告する。

◇内部監査体制・要員

適正な監査を実施する体制・要員の確保のため、次の各点の充実を図る。

- ・専門性の高い監査人の確保と、バランスある配置に努める。
- ・キャリアパスの観点からの人材の交流に努める。
- ・体系的な人材育成ガイドライン、研修プログラムに基づき、内部監査に必要なスキルを確保する。

◇人材育成・研修計画など監査品質の向上施策

監査担当者の着実な育成と、内部監査業務の高度化に向けて次の施策を実施する。

- ① 外部監査法人も活用した転入者研修
- ② 内部監査業務のスキルアップを目的とした研修
- ③ I T統制監査、放送センター建替業務監査等の専門研修
- ④ 内部監査士、情報システム監査専門内部監査士等の資格取得・維持のための講習会の受講
- ⑤ 関連団体の非常勤監査役に就任する職員向け研修
- ⑥ 各部局の業務説明会等への参加や室内勉強会の実施
- ⑦ コンピューター支援監査技法（C A A T s）の運用・改修

◇外部評価の実施

国際基準にのっとりた監査品質等の外部評価を行う。外部評価の結果は、会長あての「外部評価結果報告書」を作成し、会長、監査委員会、役員会に報告するとともに、2021年度からの中期内部監査計画および内部監査計画の策定等に反映させる。

◇外部監査法人との連携

効果的・効率的な監査の実施に資するよう、協会の会計監査を行う監査法人と情報交換を行う。また、専門性の高い分野の監査では、外部監査法人等を活用する。

なお、本計画は、年度の中途であっても適宜見直しを行う。